

第 3 章 県共済会の発展 ～昭和 48 年から平成 15 年～

1 共済制度の変遷

昭和 48 年から平成前半にかけては、本会が着々と会員法人・施設及び対象職員数を増やし、発展していった時期である。社会構造においては核家族化や少子・高齢化の進行、経済においては高度成長期からバブル経済の崩壊まで、社会情勢や経済が大きく変化していった時期であり、本会もそれらに対応するため負担金や給付金の規定を変更しながら運営を続けてきた。

(1) 昭和 48 年、49 年の改正

昭和 48 年には、県社会福祉協議会が行っていた共済制度との統合が図られたこと、第 2 次基金造成計画が確立し、財政が安定してきたこと、また共済法改正があったため、施設負担金、給付金、慶弔等給付金について、全般的な見直しが図られた。

昭和 49 年 7 月には、台風 8 号と梅雨前線による豪雨被害（通称「七夕豪雨」）があり、被災した会員を救済するため、慶弔等給付金に災害見舞金加わることとなった。またこの豪雨被害が大きかったため、特別事業として、災害復旧資金貸付事業が行われることとなった。

昭和 48 年 4 月 1 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
施設負担金制度	職員 1 人につき、本俸月額に 1,000 分の 15 を乗じて得た額を、加入した月より満 3 ヶ年間納入	自 昭和48年4月 1日 至 平成13年3月31日 (第2次基金造成計画が確立し、財政が安定してきたため)
給付金制度	1. 1 年以上継続勤務した職員が退職した場合に給付。 2. 給付率は、過去 6 か月の平均本俸月額に対し、次の区分により給付。 (1) 自己都合の場合 最低 0.6 倍 最高(勤続 44 年以上) 60.0 倍 (2) 自己都合以外の場合 最低 1.0 倍 最高(勤続 44 年以上) 60.0 倍 (3) 業務上の場合 最低 1.5 倍 最高(勤続 37 年以上) 60.0 倍	自 昭和48年4月 1日 至 昭和60年3月31日 (共済法改正のため)
慶弔金等給付金	6 か月以上勤務している職員に対し 結婚祝金 10,000 円 (1 回のみ) 出産祝金 5,000 円 (第 1 子のみ) 死亡弔慰金 20,000 円 (本人のみ)	自 昭和48年 4月 1日 至 昭和50年12月31日 (他県の状況及び社会的慣行を考慮し、見直したため)

昭和 49 年 7 月 7 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
慶弔等給付金	災害見舞金 10,000 ～ 300,000 円	昭和49年7月7日から8日間にわたる台風8号及び梅雨前線(通称七夕豪雨)による豪雨被害に対して

(2) 昭和 50 年代～ 60 年の改正

高度成長期にあり景気も上向きで、物価も給与も右肩上がりだった時代であり、社会的慣行の変化を考慮して給付金や慶弔等給付金について、数年に一度は見直しを行ってきた。

昭和 51 年 1 月 1 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	<ol style="list-style-type: none"> 5 年以上継続勤務した職員が退職した場合、勤続年数に応じた付加給付金を加算して給付。最低5万円 最高(勤続38年以上)100万円 本会の設立以前から社会福祉法人等の経営する施設に勤務していた職員については、昭和26年10月1日まで遡及して在籍期間を通算(昭和50年12月26日までに加入資格を得たものに限る)して給付。 	自 昭和51年1月 1日 至 平成15年3月31日 (職員の就労対策及び本会設立前の施設従事者に対する救済のため)
慶弔等給付金	結婚祝金 20,000 円 (1 回のみ) 出産祝金 5,000 円 (第 1 子以外も支給) 傷病見舞金 5,000 円 (入院 20 日以上) 災害見舞金 10,000 ～ 300,000 円 (被害程度による) 死亡弔慰金 50,000 円 (本人のみ)	自 昭和51年1月 1日 至 昭和60年9月30日 (他県の状況及び社会的慣行を考慮し、見直したため)

昭和 53 年 1 月 1 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	本俸月額が 40 万円を超える場合、その超えた部分は切り捨て、40 万円を限度として、給付金の額を算定。	自 昭和53年1月 1日 至 平成15年3月31日 (共済法改正のため)

昭和 55 年 4 月 1 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
施設負担金制度	1,000 分の 15 を満 3 ヶ年納付した施設が、新たに職員を採用した場合、採用した職員 1 人につき、本俸月額に 1,000 分の 15 を乗じて得た金額を採用月より 1 ヶ年間納入	自 昭和55年4月 1日 至 昭和60年3月31日 (退職給付金の増加により、財政の確立を図るため)

昭和 60 年 4 月 1 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
施設負担金制度	1,000 分の 15 を満 3 ヶ年間納付した施設にあっては、引き続き職員 1 人につき、本俸月額に 1,000 分の 3 を乗じて得た金額を加入期間毎年納入	自 昭和60年4月 1日 至 昭和63年3月31日 (金利の低下と退職給付金の増加により、財政の確立を図るため)

昭和 60 年 10 月 1 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	給付率は、過去 6 ヶ月間の平均本俸月額に対し、次の区分により給付。 (1) 自己都合の場合 最低 0.5 倍 最高 (勤続 40 年以上) 55.0 倍 (2) 自己都合以外の場合 最低 1.0 倍 最高 (勤続 40 年以上) 55.0 倍 (3) 業務上の場合 最低 1.5 倍 最高 (勤続 37 年以上) 60.0 倍	自 昭和60年10月1日 至 平成13年3月31日 (共済法改正のため)
慶弔等給付金	出産祝金 10,000 円 (第 1 子以外も支給) 傷病見舞金 10,000 円 (入院 20 日以上) 結婚祝金、災害見舞金、死亡弔慰金は従前どおり	自 昭和60年10月1日 至 平成16年3月31日 (他県の状況及び社会的慣行を考慮し、見直したため)

(3) 退職給付金に関わる課税の問題と会計処理 ～昭和 63 年～

退職共済制度の開始より共済掛金（負担金）の会計処理は各施設において法定福利費または福利厚生費といった勘定科目で支出し、本会が法人を通して退職金の支払いをしてきていたが、昭和 60 年代に入り、数県において税務調査が行われた結果、各県の共済会は特定退職共済団体の要件に規定する団体に該当しないこととなり適正な事務処理が求められた。したがって、本会が給付する退職金は「退職手当とみなす一時金」には適用されないことになった。そうすると、本会が給付する退職金は一時所得として課税され、不利な取り扱いを受けることになってしまう。

この税制上の問題に対処するため、昭和 63 年 12 月に「施設職員退職手当共済制度に対する税制上の事務処理の手引き」を作成して、法人において退職金支給規程を整備することと、新たな会計処理に基づき退職金を支給することで対応を図った。

なお、会計処理の内容は次のとおりである。

1. 施設負担金は、退職金の給付財源として加入施設（法人等）が共済会の預け金として納付し、共済会が積立てて運用する。
2. 施設（法人等）が共済会に施設負担金を払込みしたときは、施設（法人等）は資産とし計上する。
3. 共済会から給付された退職金は支出（費用）に計上する。
4. 退職金は、当該職員の資産累計から取り崩しする。
5. 施設（法人等）間において職員が継続異動したときは、異動前の施設（法人等）については、当該職員分の資産累計額を取り崩し、異動後の施設（法人等）は、当該職員の資産累計額を引き継ぎ、資産台帳に計上する。
6. 退職金が支給されない勤続年数 1 年未満の職員が退職したときは、退職者の資産額を取り崩しする。

(4) 平成元年～平成 15 年の改正

平成に入るとバブル経済にも陰りが見え始め、金利も徐々に低下し、基金の果実で退職手当金等を賄うことが難しくなってきた。こうした状況に対応するため、給付金や納付金・負担金の制度の見直しを行っていたが、経済・金利に当面回復が見込めそうもないことから、抜本的な改正の必要性が高まっていった。

平成元年 4 月 1 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	1,000 分の 15 を満 3 ヶ年納付した施設にあっては、引き続き職員 1 人につき、本俸月額に 1,000 分の 5 を乗じて得た金額を加入期間毎年納入	自 平成元年 4 月 1 日 至 平成13年3月31日 (金利の低下と退職給付金の増加により、財政の確立を図るため)

平成 13 年 4 月 1 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
法人等納付金制度	加入する法人等は 加入申込時 10 万円納入	自 平成13年4月1日 至 現 在 (既加入者とのバラン スを図るため)
施設負担金制度	1. 4 月 1 日に在籍する全職員を対象に、本俸月 額に 1,000 分の 5 を乗じて得た金額を加入期 間毎年納入 2. 職員本俸月額が 40 万円を超える場合は、本 俸月額 40 万円を限度として負担金の額を算 定する	自 平成13年4月 1日 至 平成16年3月31日 (掛率の一律化を図る とともに、本俸月額の上 限額を退職給付金制度 と同額にしたため)

平成 15 年 4 月 1 日施行

制 度	内 容	適用期間及び改正理由
給付金制度	死亡弔慰金 5 万円 (本人のみ) 他の慶弔給付は廃止	自 平成15年4月1日 至 現 在

2 特別事業

本会の主たる業務は退職手当金の支給であるが、甚大な災害があった際は復旧のための貸付事業を行ったり、本会設立から節目の年には特別事業を行ったりした。

そうした特別事業について、以下に記載する。

(1) 災害復旧資金貸付事業 ～昭和 49 年 7 月～

昭和 49 年 7 月 7 日から 8 日にわたる「台風 8 号及び梅雨前線 (通称七夕豪雨)」により、県中部地区を中心に大雨による被害が各所で発生し、この水害により、40 施設 152 名の職員が床上浸水等の被害を蒙った。

特に、大きな被害を蒙った職員については、救済対策として「災害復旧資金臨時貸付要綱」に基づき復旧資金を希望者に貸付した。

災害復旧資金臨時貸付要領及び施設宛の通知文書は資料編 (99 ページ～) を参照されたい。

(2) 設立 10 周年記念事業 ～昭和 54 年～

民間社会福祉施設職員の資質向上と処遇改善を図ることを目的とし、昭和 43 年 4 月 1 日に設立された本会は、制度の基盤である基金の造成が当初計画どおり順調に進展し、会員も飛躍的に増大するなど、目覚ましい発展を遂げてきた。

この 10 年間を振り返り、この間、多大なご支援とご協力を賜った方々に対し感謝の意を表する

とともに、今後の県共済会の健全な運営と会員相互の理解と親睦を図るため、設立 10 周年を記念して昭和 54 年 10 月 8 日、県看護教育研修センター（静岡市葵区追手町）において、大会を開催し、本会会員及び社会福祉関係者等約 200 名が参集した。

大会に先立ち、民間社会福祉施設に勤務する職員からの「提言」を募集し、入選者 3 名、佳作者 8 名を表彰し、入選作品を紹介した。また、記念講演として、厚生省社会局 厚生課長の板山賢治氏をお招きし、「社会福祉施設の今後の方向について」をテーマにお話いただいた。

功労者への感謝状贈呈

静岡県市長会、静岡県町村会、浜名湖競艇企業団、静岡県競輪施行者連絡協議会
元静岡市助役 小川元保氏

民間社会福祉施設職員の提言（入選）

春日保育園（静岡市）	秋田惣子氏
養護老人ホーム九重荘（浜松市）	大村昌弘氏
ひかり保育園（小笠町）	宮城薫一氏

(3) 設立 30 周年記念事業 ～平成 10 年～

本会の設立以来 30 年間にわたり毎年 500 万円を寄付していただき、給付事業の財源として多大なご支援を下さった浜名湖競艇企業団、及び本会の設立発起人として設立に大変なご尽力を賜るとともに、基金の造成のため全市町村及び県競輪施行者連絡協議会に働きかけ、多額な拠出金の道筋をつけていただき、また、本会の理事として設立以来 28 年間にわたり会の運営にお力添えを下さった小川元保氏に対し、そのご功績に報いるため設立 30 周年を記念して感謝状を贈呈した。



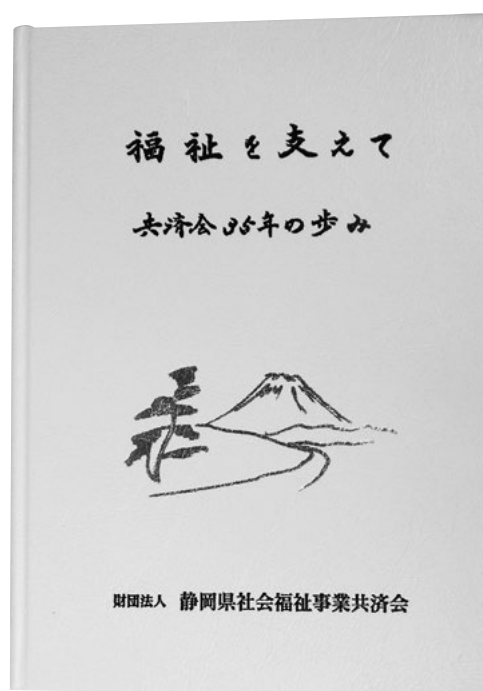
浜名湖競艇企業団への感謝状贈呈

(4) 設立 35 周年記念事業 ～平成 14 年～

本会の設立 35 周年に際し、記念誌を発刊した。節目としては中途半端な年ではあったものの、これまでに本会がたどった歴史を綴ったものがなく、先送りにすればますますまとめるにいくるとの危惧があったため、これを契機として先人達の築いた足跡を記録にまとめ、次世代の方々に引き継いでいくために「35 年の歩み」を作成したものである。これには県職員として本会の発足

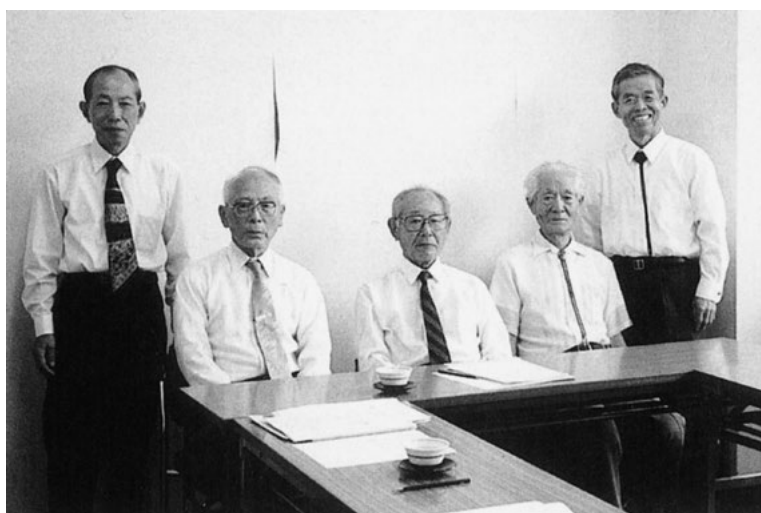
から携わった志田利氏、県社会福祉協議会次長として制度の見直しにかかわった萩原晃氏に、編集委員として尽力していただいた。

平成14年当時は低金利と退職手当金の増大により、いよいよ制度の大幅な見直しを迫られている折であり、制度改正の議論のためにも、これまでの経緯や仕組みをまとめておく必要があった。



〈35周年記念誌〉

〈35周年記念誌 座談会〉



志田 利氏

(元県社会課共済会担当事務官)

鈴木角蔵氏

(元県社会課課長補佐)

平野正臣氏

(設立発起人・元県民生労働部長)

袴田 實氏

(元県社会福祉事業共済会会長)

萩原 晃氏

(元県社会福祉協議会次長)